仙台市地域防災計画(共通編)修正案 新旧対照表(抄)

旧頁			旧				新	備考
P14 第1部 第2章 第2節 想 定される災	1. 本市において想定され (中略) (1)海溝型の地震(日本) よる)		の長期評価(平成 31 年 2 月及び 令和 2 年 1 月)に	1.	本市において想定され (中略) (1)海溝型の地震(日本) よる)		動の長期評価(平成 31 年 2 月及び <u>令和 3 年</u> 1 月)に	長期評価による地震発生確率値の更新に伴う修正
害	ア ~ ウ 略				ア ~ ウ 略			11.
	震) ひとまわり小さい 震」と呼ばれるマクす。これを「宮城県城県沖地震)」と呼 振源位置などから 年3月11日で代表 みなした場合、189られます。なお、19	ハプレート間地震の グニチュード 7.1~ A沖の陸寄りで繰り びます。 5 1897 年 2 月、1930 (1) の地震活動を宮地 7 年以降、4 回活動 978 年のものは昭和 生確率は 60% 程度 と	るひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地 うち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地 7.4の地震が繰り返し発生したことが知られていま 返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮 年代(1936年で代表)、1978年、2000年以降(2011 战県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動と を繰り返しており、平均発生間隔は38.0年と考え 53年の宮城県沖地震として知られています。今後 2.推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城 4 前後とされています。		震) ひとまわり小さい 震」と呼ばれるマクす。これを「宮城県 城県沖地震)」と呼 震源位置などから 年3月11日で代表 みなした場合、189られます。なお、19	ハプレート間地震の ガニチュード 7.1~ 株神の陸寄りで繰り びます。 5 1897 年 2 月、1936 り の地震活動を宮 7 年以降、4 回活動 978 年のものは昭和 生確率は 60% ∼709	するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地で、4の地震が繰り返し発生したことが知られていま返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮の年代(1936年で代表)、1978年、2000年以降(2011城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動といると繰り返しており、平均発生間隔は38.0年と考えの53年の宮城県沖地震として知られています。今後後と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮で、4前後とされています。	
			中地震の発生確率	表 4 宮城県沖地震の発生確率				
	(日本)	海溝沿いの地震活動	の長期評価(令和 2 年 1 月))	(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(<u>令和3年</u> 1月))				
	項目 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 地震後経過率	将来の地震発生 確率等 ほぼ0~0.2% 0.3~10% 60%程度 90%程度もしく はそれ以上 90%程度以上	備考 BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつきα=0.10(データから最尤法により求めた値)~0.24(陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため。③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため経過時間約8.8年を平均発生間隔38.0年で除した値		項目 今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 地震後経過率	将来の地震発生 確率等 ほぼ0~ <u>0.4</u> % <u>0.9~20</u> % 60% <u>~70%</u> 90%程度もしく はそれ以上 90%程度以上	備考 BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき α=0.10 (データから最尤法により求めた値) ~0.24 (陸域の活断層に対する値(地震調査委員会,2001))を適用して発生確率を算出した。次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため。③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため経過時間約9.8年を平均発生間隔38.0年で除した値	
	(2020年 1月1日時点) 次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。		(<u>2021</u> 年1月1日時点) 次の地震の規模	M7.4 前後	過去の地震のMを参考にして判断した。	
	(2) 略	•			(2) 略	1		

旧頁	IE .	新	備考
P28 第1部 第2章 第2節 想 定される災 害	3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)~(3) 略 (4) 地域の危険性 風水害等の危険区域と人口・建物分布といった社会条件を重ね合わせ、市域の風水害等 (こ対する危険要因の特徴についてまとめました。 なお、地形、人口集中地区、行政界等を踏まえ、次の13地区に区分しています。 (資料 3-3「風水害における地域の危険要因の特徴」参照) (図略)	3. 風水害等基礎調査 (中略) (1)~(3) 略 (4) <u>(削除)</u>	各種ハザードマップの整備により危険区域等が 確認可能なため 削除
P39 第1章 第2節 第2節 る 書	2. 風水害 (中略) (1) 略 (2) 昭和 25 年 8 月豪雨による風水害 (中略) 25 20 200 (1) 明報 15 25 20 150 200 200 150 200 200 200 200 200 200 200 200 200 2	2. 風水害 (中略) (1) 略 (2) 昭和 25 年 8 月豪雨による風水害 (中略) 25 20 25 20 150 150 150 100 200 14 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 16 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 19 22 1 1 7 10 13 10 10 10 10 10 10	後続のグラフに合わせた記載の修正

旧頁	IB	新	備考
P60 第1部	. 指定地方行政機関	2. 指定地方行政機関	
第3章	(中略)	(中略)	
第2節 本 市及び防災	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な 東京航空局 仙台空港事務所 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理	1 災害時における航空機による輸送に関する安全確保のための必要な 東京航空局 措置 仙台空港事務所 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理	仙台空港の民営
関係機関等が行うべき	及び運用	及び運用 <u>の補助</u>	化を踏まえた修 正
業務の大綱	(中略)	(中略)	
X-33-07-14-1	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る) 並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	記述の適正化
第1部		 	
	(中略)	(中略)	
第3章 第2節 本 市及び防災 関係機関等 が行うべき	日本赤十字社(宮城県支部) 1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務 (中略) 	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 (宮 城 県 支 部) 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務	業務の追加と記載の変更
業務の大綱	口木协学协会	(中略)	
共通編	(仙台放送局) 1 災害情報等の放送	日本放送協会 1 災害情報等の放送	機関名称の変更
	(中略)	(仙台 <u>拠点</u> 放达局)	
	東北電力株式会社 (宮城支店・支社、仙台北電力センター・営業所、塩 金電力センター、仙台電力 センター、仙台南電力センター、仙台南電力センター・営業所) 1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保	東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業 所、仙台南営業所)、 東北電力ネットワーク 株式会社 2 災害時における電力供給の確保	東北電力ネットワーク株式会社
	(中略)	<u>(宮城支社、仙台電力セン</u> ター、仙台北電力センタ	の分社化・指定 公共機関指定に
	出光興産株式会社 太陽石油株式会社	ター、加合北電力センター 一、仙台南電力センター、 塩釜電力センター)	伴う記載追加
	コスモ石油株式会社 1 災害時における石油製品の安定供給 1 災害時における石油製品の安定供給	(中略)	
	a エ 石 油林 式 云 社 JXTG エ ネルギー 株式 会社	出光興産株式会社 太陽石油株式会社 コスモ石油株式会社 1 災害時における石油製品の安定供給	
		富士石油株式会社 ENEOS 株式会社	社名変更による 修正

	旧		新	備考
第2部 中略)	に備える【市民・企業・地域団体等】	1. 地震の揺 (中略)	れに備える【市民・企業・地域団体等】	
第1章 第2節 家 庭や事業所 で災害に備 える (3) (5)	一/全築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修の啓発を図っていくとともに、改修計画の認定制度の普及に努めます。 一戸建木造住宅について 昭和56年以前に建築された戸建木造住宅を対象として、他台市及び宮城県に登録された耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、一般診断・耐震改修計画案作成の支援を行います。また、耐震評点が基準以下の建物について、耐震性能を満たすための改修工事に要する費用の一部助成を行います。 木造共同住宅について 昭和56年以前に建築された木造共同住宅を対象として、耐震診断士を市民からの申込みに応じて派遣し、簡易耐震診断を実施します。 略		## (3) 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	耐震化のの修 第14 を正 第2 節を正 第2 節を正 第2 節を正 第2 節を正 第2 節を子 第2 節を子 第2 節を子 第2 節を子 の合 の合 の合 の合 の合 の合 の合 の合 の合 の合

旧頁		新	備考
P73 第 2 部 第 1 章	2. 地震に伴う出火等に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)	2. 地震に伴う出火等に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略)	
第2節 家	【参 考】市の取り組み	【参考】市の取り組み	
庭や事業所 で災害に備	1~2 略	1~2 略	
える	3. 特殊建築物等の防災対策 市では、災害時における火災から人命を保護することを目的に、特殊建築物等や建築設備等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び維持保全が適正に行われるよう計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図っています。 【特殊建築物とは】 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物 【建築設備等とは】 換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)	3. 特定建築物等の防災対策 市では、災害時における火災から人命を保護することを目的に、特定建築物等や建築設備等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び維持保全が適正に行われるよう計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図っています。 【特定建築物とは】 劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物や共同住宅などの利用者が就寝の用途に使用する建物 【建築設備等とは】 換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)、防火設備(随時閉鎖式に限る)	法改正による修正 法改正による修正及び対象の明確化
P73 第 2 部 第 1 章 第 2 節 第 定 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ る	3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) ~ (3) 略 【参考】市の取り組み 1. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防 指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は48か所あ り、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っています。しかし、 このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、がけ崩れの発生 するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、市では、県の事業に協 カして新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所 の防災対策に努めています。 2~6 略	3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)~(3) 略 【参考】市の取り組み 1. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防 指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は50か所あ り、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っています。しかし、 このほかにも土石流の発生するおそれのある危険渓流や、がけ崩れの発生 するおそれのある急傾斜地等が多く存在するため、市では、県の事業に協 カして新規事業の採択要望及び防災工事の進捗を図り、これらの危険箇所 の防災対策に努めています。 2~6 略	時点更新

旧頁	旧	新	備考
P77 第 2 部 第 1 章 第 2 節	5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (3) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。 【避難時の携行品例】 〇 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金等 (2)~(9) 略	5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (1) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。 【避難時の携行品例】 〇 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、マスク、体温計、石けん、消毒液等 (2)~(9) 略	感染症対策物資の追記
P82 第 2 部 第 1 章 第 4 節 報 を 入 法 を る ・ 確 保 す る	(1)~(3) 略 【参考】情報収集の方法 (中略) 1 略 2 緊急速報メール 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話(非対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ行っています。 3~8 略	(1)~(3) 略 【参考】情報収集の方法 (中略) 1 略 2 緊急速報メール 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアに いる方の携帯電話(非対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配 信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフト バンクモバイル及び楽天モバイルでそれぞれ行っています。 3~8 略	配信事業者の追 加
P91 第 2 章 第 5 章 第 6 章 第 6 章 第 6 章 第 6 章 8 章 8 章 9	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) 略 (2) 津波災害 (中略) 【参考】市の取り組み 市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生 した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き(暫定版)」は、平成 29年 4月に第4版を全戸配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解するよう努めてください。 (資料 3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1) 略 (2) 津波災害 (中略) 【参考】市の取り組み 市では、東日本大震災の津波被害や津波浸水区域等を踏まえて、津波が発生 した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定しました。津波 避難エリアを表示した「津波からの避難の手引き(暫定版)」は、合和2年了月 に第5版を配布するとともに仙台市ホームページに掲載しています。 市民や企業、地域団体等では、津波災害の危険が切迫した際に、迅速かつ的 確な行動をとることができるよう、あらかじめ区域の確認とその意味を理解す るよう努めてください。 (資料 3-4「津波からの避難の手引き(暫定版)」参照)	津波避難エリアの実施を 変変を 「津変を でを がいるで を を がいるで を がいるで を で を で を で を で を た の で た の で た の で た り に の た の た の た の た の た の た の た の た の た の

旧頁	III	新	備考
P91 第 2 部 第 1 章 第 5 確保 るた で 動 を を る を る を る る る る る る る る る る る る る	(3) 風水害 河川氾濫や土砂災害等の風水害については、気象情報、河川の水位、土砂災害の兆候等 から発生の危険性を予測することで、地震・津波災害に比べて、発生までに行動時間が確 保できる場合があるため、気象情報や避難勧告等の情報を確認し、被害が発生する前に安 全な場所へ避難することが重要です。 (追加)	8 (3) 風水害 河川氾濫や土砂災害等の風水害については、気象情報、河川の水位、土砂災害の兆候等から発生の危険性を予測することで、地震・津波災害に比べて、発生までに行動時間が確保できる場合があるため、気象情報や避難勧告等の情報を確認し、被害が発生する前に安全な場所へ避難することが重要です。 このようなことから、あらかじめ市民一人ひとりの避難計画である「マイ・タイムライン」を作成し、自身の家族構成等に応じ、避難のタイミングや避難場所等について定めておくことが必要です。 (中略)	
	【参考】市の取り組み 市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避 難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「仙台防災タウンページ」を作成し、 配布や市ホームページへの掲載を行っています。 また、これらの情報は、市ホームページ「せんだいくらしのマップ」にも掲 載しています。 1. 仙台防災タウンページ (URL) 略 2. 略	【参考】市の取り組み 市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避 難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「仙台防災ハザードマップ」を作成 し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。 また、これらの情報は、市ホームページ「せんだいくらしのマップ」にも掲 載しています。 1. 仙台防災ハザードマップ (URL) 略 2. 略	仙台防災ハザー ドマップへの変 更
P98 第 2 部 第 6 年 第 6 年 9 中 9 中 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日	(中略) (1) ~ (3) 略 (参考】市の取り組み (中略) 1. 略 2. 緊急通報システムの設置 市では、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター(警備会社)の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置しています。 3. 略	2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)~(3) 略 【参考】市の取り組み (中略) 1. 略 2. 緊急通報システムの設置 市では、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター(警備会社)の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置しています。 (協力員方式は、平成27年1月末をもって新規利用の受付を終了しています。) 3. 略	現状の追記

旧頁	IB	新	備考
P98 第 2 部 第 1 章 第 6 節 日 日 ス イ フ で せ を 守 る	(4) ~ (5) 略 【参考】市の取り組み (中略) 1~2 略 3. 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要な言葉を網羅した 9 か国 語による救急カードを作成し、救急車に常時備えつけています。 (6) 略	(4) ~ (5) 略 【参考】市の取り組み (中略) 1~2 略 3. 外国人救急カード 症状観察や応急処置、医療機関選定等に必要な言葉を網羅した外国語 (英語、仏語等)による救急カードを作成し、救急車に常時備えつけています。 (6) 略	表現の修正
P105 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	2. 避難所・避難行動等の周知 〔危機管理室、市民局、健康福祉局〕 (1) 略 (2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。 また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。	2. 避難所・避難行動等の周知 [危機管理室、市民局、健康福祉局] (1) 略 (2) 避難行動の周知 災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、仙台防災ハザードマップ等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。	仙台防災ハザー ドマップへの変 更
P106 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	3. 避難場所等の区分 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局〕 (中略) (1) ~ (2) 略 (3) その他の補完的避難施設 ア ~ エ 略 オ 県有施設等 県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進める。 カ 略	3. 避難場所等の区分 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、建設局、教育局〕 (中略) (1) ~ (2) 略 (3) その他の補完的避難施設 ア ~ エ 略 オ 県有施設等 県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事等及び施設管理者へ開設を要請する施設として位置づける。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県等との協定の締結により事前の整備を進める。 カ 略	県有施設以外の 施設へ開設を要 請できるよう修 正

旧頁	旧	新	備考
P109 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	4. 危険区域等の避難所の取扱い [危機管理室、都市整備局、建設局] (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地に含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的 に避難場所となる体育館と校舎の両方が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可とし ている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地 域 (5 k m メッシュ) の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照) (2)~(4) 略	4. 危険区域等の避難所の取扱い [危機管理室、都市整備局、建設局] (1) 土砂災害警戒区域を含む避難所 土砂災害警戒区域等を敷地に含む避難所については、土砂災害の危険性を鑑み、基本的 に避難場所となる体育館と校舎の両方が土砂災害警戒区域に含まれる場合は使用不可とし ている。土砂災害の危険度が高まった場合は避難勧告等を発令するとともに、発令対象地 域の該当する避難所を選定し、開設する。 (資料 10-2「土砂災害警戒区域等一覧」参照)	
P110 第2部 第2章 第1節 避 難体制の整 備	5. 避難所機能の整備 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、 建設局、消防局、教育局〕 (1)~(3) 略 (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源の確保 防災行政用無線及び非常用発電機の整備等を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に 努める。 イ 略	(2)~(4) 略 5. 避難所機能の整備 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、まちづくり政策局、都市整備局、建設局、消防局、教育局〕 (1)~(3) 略 (4) 福祉避難所の整備 ア 通信手段及び非常用電源の確保 防災行政用無線及び非常用電源の整備を行い、非常時の通信手段及び電源の確保に努める。 イ 略	IP 無線の導入に 伴う修正
P112 第2部 第2章 第2節 津 波災害の予 防	3. 安全な住まいの確保 [都市整備局] 津波により甚大な被害を受けた東部地域において、場所の整備や道路のかさ上げなど、様々な津波対策を講じてもなお予測される津波の浸水深が2mを超え、被害の危険性が高い地区(災害危険区域)については、住宅の新築や増築などを禁止し、西側地域への移転を促進することにより安全な住まいの確保を図る。 また、移転対象地区以外の区域のうち、様々な津波防災施設の整備を行っても、なお津波による浸水が予測される地区において、現地再建のための宅地防災対策や、より安全な地域への移転希望者を支援する。		表現の修正 防災集団移転促 進事業が完了し ていることによ る記述の適正化
P113 第2部 第2章 第2節 津 波災害の予 防	4. 避難のための施設整備 〔危機管理室、建設局〕	4. 避難のための施設整備 〔危機管理室、 <mark>都市整備局、</mark> 建設局〕	避難の丘 (荒浜)の担当局を追加
P116 第2部 第2章 第3節 風 水害災害の 予防	1. 津波避難エリアの設定 [危機管理室] (1) 略 (2) 河川の改修 ア 一級河川(東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局) (中略) 河川改修は、昭和 16 年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9 km)部分について	1. 津波避難エリアの設定 [危機管理室] (1) 略 (2) 河川の改修 ア 一級河川 (東北地方整備局仙台河川国道事務所、宮城県仙台土木事務所、建設局) (中略) 河川改修は、昭和 16 年から名取川本流及び広瀬川の広瀬橋下流(3.9 km)部分について	

旧頁	III	新	備考
P116 第2部 第2章 第3節 風 水害災害の	は、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの <u>8.8 km</u> 部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、現在TP+7.2mで整備を進めている。 (中略)	は、国の直轄工事として、また広瀬橋から上流牛越地区までの 9.0 km部分については県が担当して改修工事を実施しており、河口部については、平成23年3月11日発生の東日本大震災による津波及び地震で甚大な被害が発生したことから、堤防高の見直しを行い、現在TP+7.2mで整備を進めている。(中略)	現状に合わせた修正
予防	イ 二級河川(宮城県仙台土木事務所、建設局) (中略) 七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流水量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画流水量を基準点(福室)において1,100㎡/sから1,650㎡/sに変更している。 (中略) 加えて、七北田川支流の高野川については、昭和48年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、10年確率降雨対応の整備を進めている。 なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、	イ 二級河川(宮城県仙台土木事務所、建設局) (中略) 七北田川については、仙台市及びその近郊の丘陵地における大規模開発により、流水量の増加を考慮し、改修計画の見直しを行い、計画高水流量を基準点(福室)において1,100 m³/s から 1,650 m³/s に変更している。 (中略) 加えて、七北田川支流の高野川については、昭和 48 年度から都市基盤河川改修事業として市が河川改修を実施しているが、県道仙台松島線横断部より上流部については整備計画の見直しを行い、30 年確率降雨対応の整備を進めている。 なお、七北田川についても東日本大震災による津波で甚大な被害が発生したことから、	用語の適止化
	堤防高の見直しを行い、河口部については現在 TP+7.2m で整備を進めている。 ウ 略	堤防高の見直しを行い、河口部については現在 TP+7.2m で整備を進めている。 ウ 略	
	(3) 河川の巡視 水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者及び巡視 者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者(仙台河川国道事務所、仙台土木事務所)に連絡するものとする。 なお、巡視は、消防局警防課が建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関と共同で実施するものとする。 (4) 略	(3) 河川の巡視 水防法第 9 条に基づく河川堤防等の巡視は、仙台市水防計画で定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前など、随時区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者(仙台河川国道事務所、仙台土木事務所)に消防局警防課を通じ連絡するものとする。 また、巡視責任者は、必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。 (4) 略	第8章「河川の 巡視」との整合 を図る修正
P117 第2部 第2章 第3節 風 水害災害の 予防	2. 公共下水道(雨水)の整備[建設局] (中略) (1) 雨水排水施設整備の効率的な推進 公共下水道事業については、昭和32年に事業認可を取得し、市中心部では汚水と雨水を一つの管渠で流す合流方式により、また周辺部では汚水と雨水を別々に流す分流方式により、4年確率降雨4年に1回の確率で想定される雨に対応した施設整備を進めていたが、昭和61年8月の豪雨によって大規模な浸水被害が発生したことから、平成3年に仙塩中央処理区で計画整備水準を10年確率降雨(最大1時間降雨量52mm)に引き上げ、現在は全対象区域の計画整備水準を10年確率降雨としている。 雨水排水施設の整備にあたっては、浸水リスクが高い地区について優先的に進めるととも	2. 公共下水道(雨水)の整備〔建設局〕 (中略) (1) 雨水排水施設整備の効率的な推進	に修正

頁			lE		新	備考
部 章	低減を図 平成 3	35.	段階的な施設整備を行うことで浸水リスクの早期 対応した整備率は、事業計画区域面積 17,662 ha を いる。	<u>令和元</u>	る <u>こととしている</u> 。 年度末における 10 年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 <u>17, 683</u> ha を て、 <u>35.7</u> %(<u>6, 307</u> ha)となっている。	
害の		〈雨水幹線及び雨水	ポンプ場の整備状況>		〈雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況〉	
	地 区	主 今後の整備計画	な施設施工済(平成30年度末現在)	地 区	主 な 施 設 (<mark>令和元</mark> 年度末現在)	令和元年度 在の主な施記 記載を整理
	仙台港背後地		 ・福室第1号,第3号,第4号,第6号雨水幹線 ・福室第2号雨水幹線(一部) ・中野第1号,第2号,第5号雨水幹線 ・中野第3号雨水幹線(一部) ・北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号,第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場(一部) ・西原雨水ポンプ場(一部) ・西原第4号雨水幹線 	仙台港背後地	 福室第1号,第3号,第4号,第6号雨水幹線 福室第2号雨水幹線(一部) 中野第1号,第2号,第5号雨水幹線 中野第3号雨水幹線(一部) 北新田雨水幹線 ・蒲生雨水幹線 ・西原第1号,第3号雨水幹線 ・中野雨水ポンプ場(一部) ・西原雨水ポンプ場(一部) ・西原第4号雨水幹線 	
	霞目		・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部),第2号,第3号雨水幹線 ・荒井第1号(一部),第2号,第3号雨水幹線 ・荒井面雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西東水ポンプ根	霞目	 ・霞目雨水幹線 ・霞目第1号雨水幹線 ・今泉雨水幹線 ・沖野堀雨水幹線 ・神柵雨水幹線 ・荒井第1号(一部),第2号,第3号雨水幹線 ・今泉雨水ポンプ場 ・荒井西1号雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井西雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 ・荒井東雨水幹線 	
	中 田	· 中田雨水幹線	 ・荒井東雨水ポンプ場 ・九ヶ村堀第3号雨水幹線(一部) ・九ヶ村堀雨水幹線 ・西中田雨水幹線 ・中田雨水幹線(一部) ・鎌ヶ淵第1号雨水幹線 ・落合雨水ポンプ場 ・庄松雨水ポンプ場(一部) ・鎌ヶ淵第3号雨水幹線 	中 田 - 四郎丸	I HIJAATI WAX CHEE	
		(中	・長町第1合流式雨水幹線および流入管		(中略)	
	長 町		・長町第1ポンプ場・長町第2雨水幹線	長町	・長町第1雨水幹線および流入管 ・長町第1ポンプ場 <u>(一部)</u>	

旧頁			新	備考
P117 第 2 部	新 田 東	・新田東第1号,第2号雨水幹線 ・新田東雨水ポンプ場	・長町第2雨水幹線 ・新田東第1号,第2号雨水幹線	
第2章	木町・通町	・ 広瀬川第2雨水幹線および流入管	新田東・新田東雨水ポンプ場	
第3節 風	上杉	梅田川第1合流式雨水幹線	木町・通町 ・広瀬川第2雨水幹線および流入管	
水害災害の	• 原町東部雨水幹線	・七郷堀雨水幹線** ・大江堀雨水幹線**	上 杉 ・梅田川第1雨水幹線 ・上杉第1雨水幹線 ・七郷堀雨水幹線**	
	原町東部	 ・円寿堂堀雨水幹線* ・鶴巻ポンプ場* ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園調整池* ・日の出町公園調整池導水管(一部)* ・鶴巻ポンプ場 	 ・大江堀雨水幹線* ・円寿堂堀雨水幹線* ・鶴巻ポンプ場* ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園雨水調整池(一部) 	
		(中略)	・日の出町公園 <u>雨水</u> 調整池導水管(一部)	
	梅田川左岸	・仙石排水ポンプ場	梅田川左岸 ・仙石排水ポンプ場 <u>※</u> ・榴岡第 1 雨水調整池 <u>※</u>	
	仙台駅東口	・榴岡第1雨水調整池・榴岡雨水幹線(一部)・榴岡第2雨水調整池	仙台駅東口 ・榴岡雨水幹線※ ・榴岡第2雨水調整池※ ・松森第1号雨水幹線(一部)	
	そ の 他 ・供用済施設のうち※印は,10年確率	・松森第1号雨水幹線(一部) ・岩切雨水幹線(一部) ・日向東雨水幹線(一部) ・長町雨水幹線 ・大野田雨水幹線 ・大野田雨水幹線 ・東郡山雨水幹線 ・天ヶ沢第1号,第2号,第3号雨水幹線	 ・岩切雨水幹線(一部) ・日向東雨水幹線(一部) ・長町雨水幹線 ・大野田雨水幹線 ・東郡山雨水幹線 ・天ヶ沢第1号,第2号,第3号雨水幹線 ・供用済施設のうち※印は、10年確率降雨対応未満の施設を示す。 	
P124 第 2 部	9. 林業対策〔経済局〕		9. 林業対策〔経済局〕	
第2章 第3節 風 水害災害の 予防 P126	(1) 林業対策 林道 <mark>及び治山施設</mark> の災害を防止など、災害防止措置を講ずる。 (2)~(3) 略	するため、施設等について事前に調査し、補強等を行う	(1) 林業対策 林道の災害を防止するため、施設等について事前に調査し、補強等を行うなど、災害防止措置を講ずる <u>とともに、関係機関と連携して治山対策を推進する</u> 。 (2)~(3) 略	方 表現の修正
第2部 第2章 第4節 帰 宅困難者対 策	5. 旅行客への対策 〔文化観光局〕 観光客の帰宅困難者に、一時的な宿 連機関と連携し整備に努める。	泊場所卆必要な情報の提供を行う体制について、観光関	5. 旅行客への対策 〔文化観光局〕 観光客の帰宅困難者に、一時的な宿泊場所 <u>等の</u> 必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し整備に努める。	光表現の修正

旧頁	旧	新	備考
P128 第 2 部 第 2 章	1. 防災情報処理機能の充実 [危機管理室、消防局] (1)~(5) 略	1. 防災情報処理機能の充実 [危機管理室、消防局] (1)~(5) 略	
第5節 情報通信体制等の整備	(6) 緊急速報メールの整備 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話(非対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイルでそれぞれ実施している。 (7) 略	(6) 緊急速報メールの整備 大規模災害発生時において、市が配信する避難勧告等を、対象エリアにいる方の携帯電話(非対応の機種を除く)へ回線混雑の影響を受けずに配信可能な「緊急速報メール」の配信を、NTT ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル及び楽天モバイルでそれぞれ実施している。 (7) 略	緊急速報メール 配信事業者の追 加
P128 第 2 部	2. 無線通信網の整備 〔危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局〕	2. 無線通信網の整備 [危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局]	
第2章 第5節 情 報通信体制 等の整備	(1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア デジタル移動通信系(260MHz 帯デジタル方式) 災害時の情報収集・伝達体制確保のため、指定避難所である市立小中高等学校等にデジタル移動通信系を配備し平成 23 年 1 月から運用を開始した。	(1) 防災行政用無線の整備 (中略) ア デジタル移動通信系 (260MHz 帯デジタル方式) 災害時の情報収集・伝達体制確保のため、指定避難所である市立小中高等学校等にデジタル移動通信系を配備し平成 23 年 1 月から運用を開始した。	
	青葉区役所の災害情報センターに統制局及び市内 4 か所に基地局を配置し、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備した約 750 基の移動局との通信を行う。平常時は行政事務連絡用として、災害時は災害情報の収集・伝達用として活用している。東日本大震災では一般電話回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識されたところであり、今後は新たに協定を締結した福祉避難所等へ、施設と連携し拡充整備を推進する。(中略)	青葉区役所の災害情報センターに統制局及び市内 4 か所に基地局を配置し、市役所、区役所、指定避難所及び防災関係機関等に配備した約 750 基の移動局との通信を行う。平常時は行政事務連絡用として、災害時は災害情報の収集・伝達用として活用している。東日本大震災では一般電話回線が途絶又は輻輳等で通信に制約が生じた中で、防災行政用無線の有効性及び重要性があらためて認識されたことから、新たに協定を締結した福祉避難所等へ、拡充整備を推進してきたところであるが、令和 2 年度の IP 系の整備に伴い、今後デジタル移動通信系の拡充整備は実施しないこととした。なお、避難所等との通信手段の令和 3 年度以降の運用は、IP 系を主とし、デジタル移動通信系を副とする。。(中略)	IP 無線の整備・ 運用開始に伴う 修正
	イ〜ウ 略 <u>(追加)</u>	イ〜ウ 略 エ IP系 (携帯電話網のデータ通信機能利用方式) 携帯電話のデータ通信回線を使用した無線システムで、通信エリア内であれば全国で 通信することができる。また、写真や動画の送受信が可能となるなど、高度な機能を有 している。 デジタル移動通信系に替わる通信手段として、令和2年度に市役所、区役所、指定避 難所及び防災関係機関等へ整備し、令和3年度以降、主たる通信手段として運用する。	
	$(2) \sim (3)$ 略	(2)~(3) 略	
	(4) 消防団用無線 (中略) 平成 31 年 4 月 1 日現在 令和元年度現況 据置型 2 6 台	(4) 消防団用無線 (中略) 今和2年4月1日現在 令和2年度現況 据置型 26台	時点更新
	携帯型 262台	携帯型 262台	

旧頁	旧	新	備考			
P128	(5) 業務用無線等	(5) 業務用無線等				
第2部	ア〜イ 略	ア〜イ 略				
第2章	ウ 交通局鉄道管理部・鉄道技術部	ウ 交通局鉄道管理部・鉄道技術部				
第5節 情	(中略)	(中略)				
報通信体制	① 略	① 略				
等の整備	② 構内PHS	② 構内PHS				
	構内 PHS は、地下鉄南北・東西線の駅構内及び軌道内で使用可能であり、専用 PHS 端	構内 PHS は、地下鉄南北・東西線の駅構内及び軌道内で使用可能であり、専用 PHS 端				
	末を 287 台保有している。 (資料 4-3「仙台市交通局無線配備状況等」参照)	末を <u>280</u> 台 <u>程度</u> 保有している。 (資料 4-3「仙台市交通局無線配備状況等」参照)	現状に適する記 載への修正			
	て、	ています。				
	**	************************************				
	る情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯	る情報収集伝達の手段としても活用するものであり、無線設備の現況は基地局1局、携帯				
	用 24 台、車載用 68-台である。	用 26 台、車載用 54 台である。				
	(資料 4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)	(資料 4-4「仙台市ガス局無線系統図」参照)	最新の数値へ修 正			
P135						
第2部	1. 消防爬鼓处整備	1. 消防危政必至哺				
第2章	(1) 消防署所等の整備	(1) 消防署所等の整備				
第7節 消	消防署所数は、 <mark>平成 31</mark> 年 4 月 1 日現在消防署 6 か所、消防分署 3 か所、消防出張所 17	所、救急ステーション1か所、 <u>中央救急出張所1か所、</u> 消防航空隊活動拠点1か所である。				
防体制の整	か所、救急ステーション1か所、消防航空隊活動拠点1か所である。					
備	市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置	市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置				
	を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。	を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。				
	(2) 略	(2) 略				
P135 第 2 部	2. 消防装備の整備	2. 消防装備の整備				
第2章	(1) 消防車両等の整備	(1) 消防車両等の 整備				
第7節 消	災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態	災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態				
防体制の整	に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置 (圧	に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置 (圧				
備	縮空気泡消火装置)を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、 消防署所の整備、消防	縮空気泡消火装置)を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防車両更新の際に機	現状に適した記			
	車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。	能向上を図るほか、消防署所の整備に合わせた車両の適正配置を推進している。	載への修正			
	<消防車両等>	<消防車両等>				
		<u>令和2</u> 年4月1日現在	時点更新			
	消 防 水槽付消 はしご付 化学消防 救助工作 排 魚 ま み リープタ	消 防 水槽付消 はしご付 化学消防 救助工作 お 名 ま ユリープ を				
	お	_{ポンプ白動車}				
	20台 27台 6台 6台 10台 34台 2機	20 台 27 台 6 台 6 台 10 台 38 台 2 機				
	(2) 略	(2) 略				

P136 第2部 第2章 第7節 消 防体制の整 備	 3. 消防水利の整備 (1) 消火栓・防火水槽 (中略) 公設消火栓 15,026基 (2) 略 	<消防水利> 100 ㎡公設防火水槽 72-基	平成 29 年 4 月 1 日現在 40 ㎡公設防火水槽	(1	消防水利の整備 1) 消火栓・防火水槽 (中略)	<消	÷~되~			
防体制の整	公設消火栓 15,026 基	100 ㎡公設防火水槽	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(中略)	<消略	ナルギー			
	(2) ■女	12- 坐	1,463-基		公 設 消 火 栓 14,997 基		ポペリン n [*] 公設防火水 76_基		<u>令和2</u> 年4月1日現在 40 ㎡公設防火水槽 1,479基	時点更新
P136	4. 消防団				2) 略 消防団					
第2部 第2章 第7節 消 防体制の整	(1) 消防団の現況 (中略)	<消防団の現況>			1) 消防団の現況 (中略)	<消防[団の現況>	A.T., a. fr		時点更新
備		五員数 充足率 機械器 置 ,969-名 81.0% 120-次	場 ポンプ付積載車 所 120 -台		現 員 定 員 7 団 56 分団 2,344 名	団員数 1,942名	充足率 <u>82.8</u> %	機械器具 置 場 117か所	F 4 月 1 日現在 小型動力 ポンプ付積載車 <u>117</u> 台	
P145 第 2 部 第 2 章 第 10 節 避難所運営 体制の整備	(資料 5-1「消防団の組織等」参照) 東日本大震災では、市内全域において、学校や市有施設だけでも最大約 300 の施設が避難 所として開設し、1日当たりの避難者数は最大で10万人を超えている。 (中略) また、災害種別により市民等の避難時期や避難形態が異なることから、市は、災害種別に応じた避難所の整備及び支援体制の強化を図る。			所応	東日本大震災では、市内全域に すとして開設し、1日当たりの選 (中略) また、災害種別により市民等の ぶじた避難所の整備及び支援体制 にに努める。	選難者数は最 の避難時期や	校や市有施記 大で 10 万人 避難形態が身	受だけでも最 を超えている 異なることか	る。 から、市は、災害種別に	感染症対策を踏 まえた避難所等 確保の追記。
P145 第2部 第2章 第10節 避難所運営 体制の整備	 2. 避難所運営体制の整備 [危機管理室、市民局、都市整備局、教育局、各局区] (1) 略 (2) 市の体制整備 ア〜イ 略 ウ 情報連絡体制の強化(危機管理室) 市は、避難所への防災行政用無線及び発電機の備蓄により、通信手段と電源の確保を進め、避難所への職員派遣体制の強化と併せ、避難所、区災害対策本部、市災害対策本部間の情報連絡が迅速に行われるよう体制を強化する。 			(1)	ア〜イ 略 ウ 情報連絡体制の強化(危格	機管理室) 政用無線及び 遣体制の強化 われるよう体	<u>非常用電源の</u> と併せ、避難 制を強化する	<u>・整備</u> により 推所、区災害)、通信手段と電源の確保	運用関始に伴う

旧頁	IB	新	備考
	 略 事前対策 a. 略 b. 建築士会等と避難所の応急危険度判定に関する協定を締結した。 	 ① 略 ② 事前対策 a. 略 b. <u>建築専門家の4団体</u>と避難所の応急危険度判定に関する協定を締結した。 	協定団体の追加
P149 第 2 部 第 2 章 第 11 節 災害時要援	5. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、消防局、各区〕 (1)~(4) 略	5. 在宅の高齢者及び障害者等に対する災害予防計画 〔危機管理室、市民局、健康福祉局、消防局、各区〕 (1)~(4) 略	
護者対策の 推進	(5) 緊急通報システムの設置 市は、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター(警備会社)の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置する。	(5) 緊急通報システムの設置 市は、ひとり暮らしの高齢者及び障害者世帯等を対象に、急病、火災、その他の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、近隣の協力員等や民間受信センター(警備会社)の警備員が態様の確認及び状況に応じた救援活動等を行う「緊急通報システム」を申請により設置する。(協力員方式は、平成27年1月末をもって新規利用の受付を終了。)	現状の追記
P150 第2部 第2章 第11節 災害時要援 護者対策の 推進	3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画	3. 社会福祉施設等に入所・通所する災害時要援護者の災害予防計画	記述の適正化
P152 第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資器 材等確保体 制の充実	(2)~(3) 略 2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局] (中略) (1) 備蓄場所の考え方 ① 避難者を受け入れる施設への備蓄 (中略) ア〜ウ 略 エ 帰宅困難者一時滞在施設等 (中略) ② 庁舎等への備蓄 <u>避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を、</u> 市役所、区役所及び総合支所等へ備蓄する。	(2)~(3) 略 2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局] (中略) (1) 備蓄場所の考え方 ① 避難者を受け入れる施設への備蓄 (中略) ア~ウ 略 エ 帰宅困難者一時滞在施設 (中略) ② 庁舎等への備蓄 市役所、区役所及び総合支所等には、避難所からの要請に基づき配送する物資を備蓄する。	記述の適正化表現の修正

旧頁		lB		新	備考
P152 第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資器 材等確保 制の充実	を1日分(10)備蓄する。 ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用	いん、アルファ米、アルファ強 直設毎に想定した避難者数の負 引備蓄 ・時滞在場所の帰宅困難者用と		 (2) 備蓄目標数量の考え方 ① 食料 (クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥、調理不要食) (中略) ②~③ 略 ④ 津波避難施設用備蓄 施設毎に想定した避難者数の食料を1日分(3食)及び飲料水を1日分(10)備蓄する。※上記①から③の数量には含まない。 ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄 一時滞在場所の帰宅困難者用として、食料(3日×3食)及び飲料水(3日×10)を備蓄する。 ※上記①から④の数量には含まない。 	表現の修正
	(3) 生活物資備蓄の主なもの		令和2年4月1日現在	してマスク、非接触型体温計、消毒液等を備蓄する。	感染症対策物資 備蓄の追記及び 表の修正
	品目情報収集用テレビ	備 蓄 量 195 台	備 蓄 場 所 市立小中高等学校等	品 目 備 蓄 場 所 情報収集用テレビ 市立小中高等学校等	
	テ ン ト 式 プライベートルーム	388 基	市立小中高等学校	テ ン ト 式 プライベートルーム 市立小中高等学校	
	毛布	60,000 枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター 安	毛 市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	
	大型扇風機	776 台	市立小中高等学校等	大型扇風機 市立小中高等学校等 市立小中高等学校	
	L P G 発 電 機	871 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L P G 発 電 機 市民センター コミュニティ・センター等 市立小中高等学校	
	L E D 投 光 器	1,125 台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器 市民センター コミュニティ・センター等	
	災害用簡易組立トイレ	972 基(うち洋式 584 基)	市立小中高等学校等	災害用簡易組立トイレ 市立小中高等学校等 市立小中高等学校等 環境事業所	
	災害用携帯型簡易トイレ	約 170, 200 枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	市民センター コミュニティ・センター (資料 6-12 「仙台市災害救助物資管理要綱」参照)	
	(4)~(6) 略		,	(4)~(6) 略	
P154 第 2 部 第 2 章 第 12 節	6. 井戸水の活用 〔環境局〕 (中略)	〈災害応急用井戸登録数〉		6. 井戸水の活用 〔環境局〕 (中略) 〈災害応急用井戸登録数〉	

旧頁	П	新	備考
物資・資器	令和 元 年 10 月 1	- 日現在	時点修正
材等確保体 制の充実	青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区 合 登録井戸数 131 44 47 35 22	青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区 合計 279 登録井戸数 133 44 48 35 22 282	
P158 第 2 部	1. 建築物等の耐震化 〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕	1. 建築物等の耐震化 〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕	
第2章 第14節 建築物等の	(1) 建築物の耐震性についての考え方(中略)ア 略	(1) 建築物の耐震性についての考え方(中略)ア 略	
安全化	イ 一般建築物(中略)①~② 略	イ 一般建築物 (中略)①~② 略	
	③ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の積極的運用 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき義務化された耐震診 耐震性能不足が判明した建築物の所有者や既存耐震不適格建築物に該当す 所有者に対して、耐震化の啓発を図っていくとともに、改修計画の認定制度。	<u></u> <u>修について指導・助言を行います。</u>	耐震化の指導・助言への修正
	 努める。 ④ 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木業 象に、建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修 	付震診断・改 修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要す	
	る費用の一部 <mark>助成を行う</mark> 。 ⑤ ~⑥ 略	⑤~⑥ 略 ⑦ 融資制度等 <u>について</u>	記述の適正化
	⑦ 耐震改修の促進のための融資制度等のPR 耐震改修の実施において、建築物の所有者に大きい負担がかかることか成制度や住宅金融支援機構等の活用のPRに努めていく。	耐震改修工事が円滑に進むように、融資制度や税の特例措置について周知啓発を行います。 います。	耐震改修促進計 画に整合させる ための修正
	(2) 略	(2) 略	
P165 第 2 部	2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 〔危機管理室、都市整備局〕	2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 〔危機管理室、都市整備局〕	
第2章 第15節 地盤災害の 予防	 (1) 略 (2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和 51 年度から行われ、平成 26 年度 業実績は以下のとおりである。 (中略) 	 (1) 略 (2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和 51 年度から行われ、令和元年度末現在の事業 実績は以下のとおりである。 (中略) 	時点修正

旧頁	旧	新	備考
P171 第2部 第2章 第16節 災害支援活動を支える 体制の整備	5. 防災・災害支援活動におけるボランティア保険 [市民局、仙台市社会福祉協議会] 仙台市社会福祉協議会は、ボランティアに対し、事前のボランティア保険への加入について普及・啓発するとともに、保険未加入者については、仙台市(区)災害ボランティアセンターでの登録の際に加入することとし、活動中の事故による傷害等の補償を行えるよう体制を整備している。 また、本市が運営する仙台市市民活動補償制度においては、日常的に防災活動を行っている市民の活動中の事故による傷害や賠償責任について、制度の範囲内で補償を行う。	5. 防災・災害支援活動におけるボランティア保険 [市民局、仙台市社会福祉協議会] 仙台市社会福祉協議会は、ボランティアに対し、事前のボランティア保険への加入について 普及・啓発するとともに、保険未加入者については、仙台市(区)災害ボランティアセンター での登録の際に加入することとし、活動中の事故による傷害等の補償を行えるよう体制を整備している。 また、本市が運営する仙台市市民活動補償制度においては、 市民による防災訓練活動や災害 時ボランティア活動中の事故による傷害や賠償責任について、制度の範囲内で補償を行う。	根拠要綱の規定に合わせた記載の修正
P174 第2部 第2章 第17節 教育・訓練 の推進	 4. 学校における防災教育 [危機管理室、消防局、教育局] 児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力(思考力、判断力、行動力)を育み、 災害時に自他のために的確に行動できる力(自助の力・共助の力)を身に付けさせる仙台版防災教育を推進する。 (1) 児童生徒や学校、地域の特性・実態に応じた防災教育の実施 (2)~(9) 略 	 4. 学校における防災教育 [危機管理室、消防局、教育局] 児童生徒が災害に関する正しい知識や対応方法を身に付け、平常時から災害に備え、災害時に冷静に判断し、臨機応変に自らの安全を確保できる「自助」の力を育むとともに、平常時から進んで他の人や地域の力となれる「共助」の意識の育成を図るため、仙台版防災教育を推進する。 (1) 学校、地域の特性及び児童生徒の発達の段階に応じた防災教育の実施 (2)~(9) 略 	学習指導要領の改訂に伴う修正
P176 第2部 第2章 第18節 災害に強い 街づくり	1. 都市計画法に基づく防災化の推進 〔都市整備局〕	1. 都市計画法に基づく防災化の推進 〔都市整備局〕 都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、現在の仙台市の都市計画は昭和 45 年 7 月に仙塩広域都市計画区域として決定したものを基本としており、その指定状況は次のとおりである。 (2) 指定状況 ア 都市計画区域・市街化区域(令和 2 年 10 月 1 日現在)	
	行 政 区 域 78,630 ha(100%)	行 政 区 域 78,630 ha(100%)	時点修正
	イ略	イ略	

旧頁	IB	新	備考
P176 第 2 部 第 2 章 第 18 節	2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕(中略)(1) 略	2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕 (中略) (1) 略	
が ま 当 に り	(2) 公園整備事業 都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備を進めていく。 アーイ 略 (3)~(6) 略 (7) 特殊建築物等の防災対策災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。 (8) 特殊建築物等、建築設備等の維持保全対策建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物等及び同条第3項に規定する昇降機及び建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第8条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。 ※1 「特殊建係物」側患 百貨店、ホテル、前院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物※2 「建築設備等」:換気設備(中央管理カボの空調設備に限る。)、排電設備(排煙機を有する排煙設備に限る。)、非常用の照明装置(蓄電池別産型、日本発電機型、両者併用型に限る。)	(2) 公園整備事業 都市公園は、都市の骨格を形成し良好な地域づくりに寄与するとともに、レクリエーションの場や災害発生時の避難・救援活動の場など多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。 東日本大震災においては、上記機能のみでなくボランティアセンター、応急仮設住宅の建設用地、ごみ・がれき類の一時集積場等として、市街地内の貴重なオープンスペースとしての機能も発揮している。 このように、防災上の観点からも身近な公園の果たす役割が認められていることから、都市公園の整備計画のなかで、防災公園としては、広域避難地の機能を有する全体計画面積が10ha以上の都市公園(ただし、都市公園面積が10ha未満でも周辺空き地と併せて10ha以上になる都市公園も含む)の整備と、一次避難地の機能を有する全体計画面積1ha以上になる近隣公園や地区公園等の整備、またいっとき避難場所としての運用が可能な街区公園を中心とした身近な公園整備を進めていく。アーイ 略 (3)へ(6) 略 (7) 特定建築物等の防災対策災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する特定建築物等について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と啓発を図る。 (8) 特定建築物等、建築設備等の定期調査報告の結果から、建築基準法第8条に基づく維持保全が適正に行われるよう、改善指導を行う。 ※1 「特殊建築物: 劇場、百貨店、ホテル、病院、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物で用途でを用め出来が使る用途に使用する建物をとどの不特定多数の人々が利用する建物で用途で表の用途に使用する建物。 (前発電機型、同者併用型に限る。)、所文設備(師時閉鎖式に限る。)、非常用の照明装置(衛電池別屋側、自家発電機型、両者併用型に限る。)、防火設備(師時閉鎖式に限る)、「所入設備(師時閉鎖式に限る)」「無人航空機による災害情報の収集体制の整備 「危機管理室」	い所能追 ととし公 きて園整 は上 いの が が が が が が が が が う に に 化
		災害時における被害状況の把握等の応急対策を強化するため、市災害対策本部事務局で無人航空機を運用する。国土交通省認定団体による講習受講により、市職員から操縦者を養成するとともに、定期訓練等により操縦技量の維持向上を図る。	災害対応ドロー ンの導入による 記載追加

旧頁		新	備考
P176 第2部 第2章 第18節 災害に強い 街づくり	1. 電力施設 [東北電力株式会社] (1)~(3) 略	1. 電力施設 [東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社] (1)~(3) 略	分社化及び指定 公共機関追加に 伴う修正
P193 第 2 部 第 2 章	3. ガス施設 [ガス局] (1)~(3) 略	3. ガス施設 [ガス局] (1)~(3) 略	
第 22 節 ライフライ ン施設の災 害予防	(4) 供給監視システムの充実と供給ブロックの最適化 ガスの供給状況を 24 時間体制で集中監視するとともに、災害発生時において、遠隔操作 により速やかな対応を実現させるため、供給監視システムの充実を図る。また、供給停止 地区を最小限度にとどめ、迅速に復旧できるよう供給ブロックの適切な維持管理を行う。	(4) 供給監視システムの充実と <u>防災</u> ブロックの最適化 ガスの供給状況を 24 時間体制で集中監視するとともに、災害発生時において、遠隔操作 により速やかな対応を実現させるため、供給監視システムの充実を図る。また、供給停止 地区を最小限度にとどめ、迅速に復旧できるよう <u>防災</u> ブロックの適切な維持管理を行う。	表現の修正
	(5)~(6) 略	(5) ~(6) 略	